

日行連発第608号

平成30年9月5日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会

会長 遠 田 和 夫

許認可業務部

部長 矢 野 浩 司

森林の土地の所有者となった旨の届出制度について（周知協力）

林野庁より、改正森林法（平成24年4月1日施行）に基づく「森林の土地の所有者となった旨の届出制度」について、周知の依頼がありましたのでお知らせいたします。

本制度については、会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、所属会員への周知等につきご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、別途、林野庁作成のリーフレットを10部ずつ送付いたしますが、同リーフレットのデータについては林野庁ホームページからもダウンロードできますので、あわせてご活用ください。

【別添】

- ・森林の土地の所有者となった旨の届出制度の周知について
（事務連絡 林野庁森林整備部計画課長）

【林野庁ホームページ】

・ <http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/>

（※「森林の土地の所有者届出制度の概要」（PDF）よりリーフレットをダウンロードすることができます。）

以 上

事務連絡
平成30年8月

日本行政書士会連合会長 殿

林野庁森林整備部計画課長

森林の土地の所有者となった旨の届出制度について

日頃より、森林・林業・木材産業行政の推進について御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の7の2に基づく「森林の土地の所有者となった旨の届出」については、平成24年4月1日に制度が施行され、個人・法人、面積に関わらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併等により、新たに森林の土地の所有者となった場合、土地の買受者や相続人が届出を行うこととなっています。

このため、林野庁をはじめ都道府県・市町村においても林務部局等から森林所有者等への周知を図っているところですが、不動産取引や相続に関して法律面での相談に対処されている行政書士の皆様にも本制度の内容をお知らせするとともに、相談者に対して適切な助言をお願いしたいと考えております。

つきましては、貴会が発行されている機関誌への掲載や研修会・会議等を通じた周知について御協力いただきますようお願いいたします。

また、本制度の概要を記載したリーフレットを次のとおり送付しますので御活用いただければ幸いです。

記

リーフレット送付部数：500部

担当：林野庁森林整備部計画課森林計画指導班

課長補佐 伊奈 康治

森林調査技術専門官 本阿彌 俊治

Tel (03) 6744-2300

E-mail: yasuharu_ina830@maff.go.jp

toshiharu_honami570@maff.go.jp